

京都帝國大學經濟學部
東亞經濟研究所

第四回（九月、五月）發行

東亞經濟叢論

第壹卷 第貳號

昭和十六年五月

フランスの對支經濟進出の回顧……	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……	……十龜盛次
法家の經濟思想……	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……	經濟學士 岡部利良
支那論 における ケネーとモンテスキュー……	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……	經濟學博士 谷口吉彦

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

江海關通貨の推移

大谷 孝太郎

支那海關の關稅其の他徵收（並に戻稅交付）に「通用」する貨幣を、手交貨幣は固より、計算單位、振替貨幣をも含めて、茲に海關通貨と稱することとする。海關中の壓倒的大宗たる江海關即ち上海海關は常に他海關を誘導し來つたが、極最近に於て、江海關通貨は獨自の推移をなし來つた。

一 支那幣制の變革と海關通貨の推移

一國稅關の關稅其の他徵收に計算單位として且又手交貨幣、振替貨幣として通用するものは自明的に其の國の法貨たるべく、一國の法貨は當然其の國の關稅徵收に通用すべし、一國幣制の變革には關稅通貨の推移は自明的に含まれる、といふ一見當然と見える事理は、制度の統一と整備とを誇る所謂先進國さへ、自國法貨價值安定に自信なき際には、必ずしも敢へて履み行はず、寧ろ金建徵收の如き別の方途に出でた所である。これ勿論財政收入重要項目たる關稅收入の實價值をして自國法貨のデヴァリュエーションに追隨せしめず、安定を保持せしめんがために外ならぬ。^(註一) 支那に於ては幣制と海關通貨との乖離は寧ろ常態として事變下の今日に續いてゐる。支那幣制の變革に對して海關通貨の推移は、大體に於て平行せる、然し必ずしも平行せざる別個の軌跡を引いてゐる。

此の乖離の基調をなすものは矢張支那の幣制不統一貨幣價值不安に對處して外債支拂を確保すべく海關收入實價値を安定的ならしめんととの財政的意圖に存するけれども、其の上に固有傳來の事情や運命的な事件が携さはつて事態を著しく複雑化してゐる。

(註一) イタリイが紙幣リラの價值下落を前にして關稅の金建徵收制を設け、帝政ロシアが紙幣ルーブルと金貨ルーブルとの雜然流通してゐた折、關稅の金に依る徵收を行つた事例のみならず、北米合衆國が關稅收納を金貨幣のみに限定したことも亦幣制と關稅通貨との乖離の前例である。

周知の如く、支那幣制改革の提案は夙に一八九五年（光緒二十一年）日清戰爭直後以來續々現れた¹⁾。

一八九五年（光緒二十一年）	順天府尹胡燏棻	金本位案
〃	監察御史王鵬雲	金本位案
一八九六年（光緒二十二年）	總理衙門給事盛宣懷	金本位案
一八九七年（光緒二十三年）	逕政使參議楊宜治	金本位案（英國金磅案）
一九〇三年（光緒二十九年）	海關總稅務司ロバート・ハート	金爲替本位案
〃	駐露公使胡維德	金銀併行本位案
一九〇三—四四年（光緒二十九—三十年）	國際爲替委員會	ゼンクス案（金爲替本位案）
一九〇四年（光緒三十年）	張之洞	銀兩本位案
一九〇七年（光緒三十三年）	度支部載澤公等	銀元本位案
一九〇八年（光緒三十四年）	上諭	銀兩本位案
一九一二年（民國元年）	ガイセリング	金爲替本位案
一九一三年（民國二年）	幣制委員會	銀元本位案
〃	劉冕執	金銀併行本位案
一九一四年（民國三年）	梁啓超	銀本位案

1) 根岸佳・越智元治共著「支那及滿洲の通貨と幣制改革」。
金侶琴著「中國幣制問題」。

一九一五年（民國四年）	ワーゲル	銀兩本位案
	幣制委員會	金銀併行本位案
一九一七年（民國六年）	幣制改革借款申込の際	金爲替本位案
一九一八年（民國七年）	曹汝霖の金券條例	金銀併行本位案
一九二八年（民國十七年）	全國經濟會議	暫行銀元本位案（金本位採用豫定）
一九二九年（民國十八年）	財政專門委員會	ケメラ一案（金爲替本位案）
一九三五年（民國二十四年）	グイクター・サッスーン	上海金磅案

主なるものの摘録を試みても幣制改革案はかくの如く彬々たるものであつた。

改革案の彬々たるにも拘らず、幣制改革の實績は餘りにも寥々たるものであつた。辛亥革命前一九一〇年（宣統二年）の幣制則例と其れを承受せる革命後一九一四年（民國三年）の國幣條例とに於て銀元本位制の採用を見た後、支那は荏苒政争内亂に年を送り、國民革命北伐完了後上海の全國經濟會議、南京の全國財政會議を経て一九二八年（民國十七年）やうやく上海に中央銀行を設立し、一九三三年（民國二十二年）廢兩改元を斷行し、ついで一九三五年（民國二十四年）歴史的なる幣制改革を遂行したのであつた。然るに、翌々一九三七年（民國二十六年）の對日猪突に依り折角仕遂げた「管理銀元本位」の法幣も舊南京政府の逃竄と其の政權及び經濟的基礎の淪落、其れに對應する圓系通貨即ち聯銀券、華興券、日本軍票の出現に依つて、嘗つては世人をして驚嘆せしめた其の健全性を脅され、事變深化と共に衰弱の度を増し、昨一九四〇年（民國二十九年）春三月の國民政府遷都と其れより九ヶ月後の新法幣の誕生發展に依つて新舊法幣兩陣營に分裂した貌となり、其の間相抗争することと相成つた。

(註二) 法幣の本位制度を以て孔祥熙は銀本位制なりといひ、林維英は外國爲替本位制といひ、林霖は管理元本位制といふに對して、宮下忠雄氏は銀輸出平衡稅的管理元本位制と呼ばんとする。法幣は銀輸出平衡稅關係上で銀實質と結びついてゐるのではない。宮下忠雄著「支那貨幣制度論」。

かゝる支那幣制の變革に不即不離の關係に倚り添うて海關通貨は如何に推移したかといふに、一八五八年以來海關計算單位と海關手交貨幣との剝離が確立し、^(註三)所謂虛銀兩たる海關兩を計算單位とし各種元寶銀、外國貨幣、銀

元、銀元券を手交貨幣として荏苒一九三〇年に及び、^(註四)此の年二月の海關金單位設定に依つて海關兩に代へて海關

金單位を以て輸入稅、埠頭稅、浚浦稅徵收の計算單位とすることに變り、^(註五、註六)ついで海關の戻稅交付が海關振出の中

央銀行宛金單位小切手を以てせられ、同小切手が輸入稅、埠頭稅、浚浦稅の支拂に使用し得ることとなり、更に

同年四月十六日以降江海關に於て支拂ふべき輸入稅は上海中央銀行の海關金單位約束手形又は同行が承認したる海關金單位小切手を以てすることが出來、其のために同行に海關金單位當座預金口座を開くことが出来る様にな

り、翌一九三一年五月一日よりは中央銀行が關金兌換券を發賣することが出來、江海關に於て輸入稅其他金單位

の支拂に無制限に收納せられることとなつた。而して、一九三三年三月十日以降、廢兩改元に基き、輸出稅、

轉口稅等の上述金單位に依るもの以外の諸稅に就いては總て銀本位建にて且銀本位幣にて徵せられることとなつた。^(註七)

(註三) 海關兩の創定は一八四三年の五港通商章程公布の時に遡る。同章程第八條第九條參照。然れども其れは設定せられただけで實施せられなかつた。其れが確立し實施せられたのは一八五八年天津條約締結、外國人稅務司制度採用以來である。英支天津條約第三十三條同條約附屬通商規則第四條第十條參照。Stanley F. Wright, China's Struggle for Tariff Autonomy: 1843-1938, p. 25-32, p. 54-58, p. 102-168.

(註四) 一海關兩の重量は理念上 583.30 グレーンであつたが、實際は 581.47 グレーン乃至 589 グレーンの間を往來し、結局 581.47 グレーンに歸したものの如くである。銀元の海關兩への換算は庫平兩七錢二分品位 900 の銀元ならば $\$156.65 = \text{Hk. Lhs. } 100$ と定められ、後 $\$155.63 = \text{Hk. Lhs. } 100$ と訂正された。E. Kann, *The Currencies of China*, 2nd ed., p. 78, Appendix II. Wright, op. cit., p. 27-28. Do, *China's Customs Revenue since the Revolution op. 1911*, p. 23. 根岸越智前掲書三〇五頁。

(註五) 一九三〇年一月二十日江海關告示シテ曰ク「一九三〇年二月一日及ヒ其ノ以降ハ、海外ヨリノ輸入品ニ對スル關稅計算ノ單位トシテ、海關兩ハ之ヲ廢止シ、金單位ヲ採用ス。此ノ單位ハ純金 60.1866 センチグラムニ相當スルヲ以テ、米貨 0.40 ドル即チ英貨 19.7235 ペンス、日貨 0.8025 圓ニ相當ス云々」。

(註六) 一九三〇年一月二十七日付江海關告示に「輸入稅ヲ基礎トスル關稅例ヘハ入内地子口稅、埠頭稅、淺浦稅ノ如キモノハ從量稅從價稅共ニ海關金單位制ニ依リ、從來ノ通り五分ノ輸入稅率ヲ標準トシテ徵收ス。但、輸出稅、復進口稅、出内地子口稅及噸稅ハ從來ノ通り海關兩ニ依リ之ヲ徵收ス」とある。

(註七) この時に決定せられた海關兩の銀元への換算率 $\text{Hk. Tls. } 100 = \$155.80$ 。

かくして海關通貨の計算單位と手交貨幣とに剝離した制度は一八五八年に確立して以來實に七十有餘年の生命を保ち、近々十年前より、海關兩に代る計算單位として海關單位の設定、其の適用の輸入稅面への限定、ついで海關金單位の手交貨幣化即ち海關金單位に於ける海關計算單位と海關手交貨幣との合致、換言すれば其の剝離の訂正、而して、輸出稅面の銀元に於ける計算單位と手交貨幣との合致といふ段取りを以て、海關通貨は計算單位と手交貨幣との剝離した制度から其の合致したる制度に推移の歩を進めた。合致といつても素より完全な合致ではない。輸入稅面に於て銀元、銀兩（廢兩改元以前）其の他の通貨を以ても、時々公告せらるべき比價で換算の上、納稅し得る定めであつたから、^(註八)其の限りでは未だ海關計算單位と手交貨幣との間に尙罅隙存したりといはなけれ

ばならない。輸入税面と輸出税面との喰ひ違ひも亦一つの特徴たるを失はない。

(註八) 一九三〇年一月二十日江海關が海關金單位制を宣した告示文中に「關稅ノ支拂ニアタツテハ從來ノ如ク銀元銀兩其ノ他ノ通貨ヲ以テスルコトヲ得ヘシ」とある。

其の後一九三五年十一月三日の歴史的なる幣制改革に際して、海關通貨に於ても法定紙幣即ち法幣が銀元に取つて代るといふ變革が起つた。此の重大變革の外は支那海關通貨制度は上述の通りの仕組を以て運営せられて一九三七年夏今次事變に遭逢し、事變の進行につれて重ねて重大なる推移を餘儀なくせられた。海關の元締江海關に就いていへば、事變が進行したる一九三九年九月關金兌換券及同小切手が退場した代りに華興券が計算單位且手交貨幣として登場することとなり、更にそれから一年四ヶ月後には新法幣の出現に依つて右華興券が退場して新法幣が之に代ることとなつた。

此の如き海關通貨の推移を跡づけることは有意義なことと思はれる。事變までの推移の跡は權威ある専門家に依つて既に懇切に説き盡されてゐるにちかい。²⁾ 筆者は本稿に於て印象未だ生々しい事變後の江海關通貨の推移を取扱はうと思ふ。華興券導入の時期と新法幣誕生後とに段別すべきであらう。

二 江海關通貨への華興券の導入

民國二十八年八月末當時の中支新政權たりし維新政府は江海關を平穩裡に接收した。維新政府並にこれと提携する日本側にとりて敵方である中央銀行の信用通貨である海關金券及同小切手は最早江海關通貨として通用する

2) Wright, China's Customs Revenue since the Revolution of 1911. Do., China's Struggle for Tariff Autonomy.

宮下忠雄著「支那貨幣制度論」三七七—四二八頁。

尙、事變後の江海關通貨の推移に就いて、上海日本商工會議所「經濟月報」

事を許容すべきでなかつたし、維新政府權下の健全無比なる「法貨」たる華興券は當然江海關收入確保上江海關通貨として採用すべきであつたし、尙當時法幣の實際外貨價值と公定外貨價值（従つて公定の金單位法幣値）との開きの爲に從量税の極度に低減する危險を防ぐべきであつたし、同じ事由のために輸入品從價税が外貨建の場合（即ち第三國品）と法幣建又は日本圓建の場合（即ち日本品）とで後者の場合が著しく不利であるといふ不公正を匡正すべきであつた。江海關を接收するや維新政府は直ちに右諸點の調整に手を染め、八月二十九日附財政部の名を以て左の如く布告し、先づ江海關通貨として華興券の導入を一般に向つて宣言した。

維新政府財政部布告

本年九月一日以降江海關ノ輸出入稅收乃至其他各項ノ納入ハスヘテ華興券ヲ以テ標準トナス 凡ソ輸入稅及ヒ附加稅ノ海關金單位ヲ以テ徵收スルモノモ亦スヘテ華興券ヲ以テ換算ス 其ノ法幣ヲ以テ收入スルモノハ江海關監督公署カ毎日公示スル換算率ニ依リテ換算スヘシ云々

これと同時に維新政府は江海關監督に對し右の實施方に付左の命令を發し、關金兌換券並に同小切手を海關通貨から逐ひ出した。

維新政府ノ江海關監督ニ與ヘタル命令

江海關監督ハ江海關ヲシテ中華民國二十八年九月一日以降輸出入稅其他ノ海關諸收入ヲ華興券又ハ公定ノ換算率ニ依リ舊法幣ヲ以テ納入セシメ海關金券及同小切手ノ收納ヲ停止セシムヘシ 右舊法幣ノ華興券換算率ハ海關監督之ヲ公示スヘシ

海關手交貨幣としての關金兌換券並に同小切手を廢するものであるけれども、計算單位として海關金單位は尙之を存續せしめんとするものである。此の政府命令を受けた江海關監督は直ちに其の旨を含んで八月三十一日附左

の告示を一般に向けて發し、舊法幣の崩落に備へて、換算率變更につき基準を設けた。

江海關告示

政府命令ニ依リ九月一日以降海關金單位券及同小切手ニヨル關稅納入ハ之ヲ受理セス總テノ關稅及諸收入ハ華興券又ハ法幣ニ依テ納入スヘシ

海關金單位ニハ變更ナキモ當地通貨ノ對英六片ヲ限度トスル下落ハ考慮ニ入レサルモノトス即チ徵稅換算率ハ當地通貨ノ價值カ六片以下トナル迄ハ變更ナク右以下トナル時ハ六片ト市場相場トノ差額ニ相當スルヲナスハキモノトス

江海關監督ハ右の如く江海關通貨への華興券の導入を一般に布告すると共に、更に其の運用につき江海關長に問
け命令を發して趣旨の徹底、運用の誤りなきを期した。

江海關監督ヨリ江海關長ニ與ヘタル命令

江海關ニ於ケル輸出入稅其他ノ海關諸收入ハ中華民國二十八年九月一日以降左記條項ニ基キ華興券又ハ舊法幣ヲ以テ納入セ
シムヘシ

記

- 一、海關金券及同小切手ニ依ル收納ハ之ヲ停止スヘシ
 - 二、海關金單位ハ英貨六片ニ相當スル通貨單位ニ付從來舊法幣ニ付認メタル一志二片半ノ名目率ヲ其ノ儘襲用シテ之ヲ換算スヘシ（現在一海關金單位ハ右通貨單位二・三九六トナル）
 - 三、海關金單位ノ華興券及舊法幣換算率並ニ舊法幣ノ華興券換算率ハ江海關監督ノ公示スル所ニ依ルヘシ
 - 四、輸移出品ノ課稅價格ハ華興券建トスヘシ
 - 五、輸入品ノ課稅價格算定ニ當リテハ外貨建市場價格ハ華興券ノ爲替相場ニ依リ先ツ華興券ニ換算シ更ニ所定ノ換算率ニ依リ金單位ニ換算スヘシ
- 但日本金建市場價格ハ上海ニ於ケル相場ヲ以テ一應法幣ニ換算シ所定ノ換算率ニ依リ金單位ニ換算スヘシ

かくして、江海關通貨から關金兌換券及同小切手は退場し、代りに華興券が手交貨幣として且又計算單位として登場することと一應定まつた。輸入税面に於て海關金單位が計算單位たることには何等變りはない。關金券及同小切手の退場により、輸入税面に於て一旦合致に向つた計算單位と手交貨幣とは再び剝離するに至つた。輸出税面に於ても、課税價格が一應華興券建となつたので、實際手交せられるものが舊法幣である限りでは、又計算單位と手交貨幣との剝離が生ずることとなつた。

輸入税面に於て依然海關金單位が計算單位として採られる限り、手交貨幣たる華興券並に舊法幣と海關金單位との換算方につき當然定めがなければならぬ。此の度の江海關通貨改革前に於ては、海關金單位を以て表示せられたる輸入税額に該當する法幣額を算出するには、倫敦金相場により一海關金單位に相當する純金〇・六〇一八六六グラムの英貨相場を算出し、これを上海對英爲替相場を以て除して得らるべき一海關金單位の元（法幣）價值に海關金單位税額を乗する、といふ仕方に據つた。

（註九） 倫敦金相場Aペンスなりとせば、

1 海關金單位 = 純金 0.601866 グラム

0.06479848 グラム = 1 グレーン・トロイ

480 グレーン・トロイ = 1 オンス・トロイ

純金 1 オンス・トロイ = A ペンス $X = \frac{0.601866 \times A \text{ ペンス}}{0.064798 \times 480} = 0.01935$ (一海關金單位の意味する) $\times A \text{ ペンス}$

若し、倫敦金相場一オンス七ポンド九シリング八片とすれば、一海關金單位の英貨相場は $0.01935 \times 1796 \text{ ペンス} = 34.75 \text{ ペンス}$ である。而して、上海對英爲替相場一シリング二ペンス半なりとせば、

江海關通貨の推移

? 元 = 1 海關金單位

1 海關金單位 = 34.75 ペンス

14.5 ペンス = 1 元

$$X = \frac{34.75}{14.5} = 2.396 \text{ 元}$$

即ち一海關金單位の元價值は二・三九六元なることを知る。

然るに、今次の改革により、「徴收換算率ハ當地通貨ノ價值カ六片以下トナル迄ハ變更ナク」、「海關金單位ハ英貨六片ニ相當スル通貨單位——即ち華興券——ニ付從來舊法幣ニ付認メタル一志二片半ノ名目率ヲ其ノ儘襲用シテ之ヲ換算スヘシ」(現在一海關金單位ハ右通貨單位——即ち華興券——二・三九六トナル)といふことになり、發行當初から外貨價值對英六片ときめつけられ、且克く之を確保し來りたる華興券が會つて一志二片半の對英價值を名實共に維持したりし舊法幣に對し一對一の割で代位することとなつた。同時に、舊法幣も一志二片半の實力を喪失して對英八片となり、六片半となつても、六片を割らざる以上は輸入税通貨としては依然一志二片半待遇を受けることとなつた。結局舊法幣が一志二片半の實力を有したりし時代に比し、輸入税は一海關金單位毎に外貨價值に於て華興券であれば十四片半から六片に、舊法幣であれば十四片半から六片の間下落した程度丈、減價した結果となつた。

從量税の場合はさて置き、從價税の場合は課税價格の算定が重要である。從價税は課税價格と税率とから算出されるのであるから、關税の計算單位の決定に際しては同時に、否むしろ其れに先んじて課税價格の計算單位、算定方法が決定せられなければならない。これ自己明白な事理である。右に言つた輸入税の減價も課税價格が若し高價に算定せられることになれば輸入税實額には何等の變動なきことにもなり得る。是に於て、江海關監督よりの

江海關長への命令に於て、輸入品の課税價格は、外貨建の場合は、先づ華興券建に其の外貨相場六片により換算し、更に前述の華興券對海關金單位擬制換算率を以て金單位に換算し、金單位課税價格とすることとし、日本金建の場合は上海に於ける相場を以て法幣に換算し、更に舊法幣對海關金單位擬制（公定）換算率を以て金單位に換算し、金單位課税價格とすることとした。

此の江海關監督の命令通りの取扱では税收低減を防ぎ得ても外貨建の第三國品と法幣建又は日本圓建日本品との間の從價税の不均等不公正は、後に明かにする様に、未だ救済せられないのみか、日本品は著しい高税を負担することとなる。そこで、江海關では八月三十一日附小山田行政稅務司代理の名を以て稅關內部命令を發し、海關金券及同小切手の停止、華興券導入の事を徹底せしめると共に、實行上輸入品課税價格算定にあたり、外貨建の場合、倫敦金相場に依り決定せらるべき金單位の實際相場に依り直接金單位に換算し、金單位課税價格とすることに決定し、併せて輸出稅轉口税の支拂に關する取扱は從前通り何等變更せざることとした。

稅關內部命令 一九三九年八月三十一日

一九三九年九月一日以降關稅及其他ノ海關諸收入ハ左記規則ニ從ヒ華興券又ハ法幣ヲ以テ收納スヘシ

甲、海關金券及同小切手ノ收納ハ之ヲ停止ス

乙、關稅支拂ノ目的ノ爲ニ海關金單位ヲ換算スル場合ニ通用セラルル率ヲ算定スルニ當リテハ最低六片ノ價值ヲ有スル通貨單位ヲ採用スヘシ

丙、海關金單位ト華興券及法幣トノ換算率並ニ法幣ト華興券トノ換算率ハ毎日公示セラルヘシ

丁、戻稅に關する事項（省略）

戊、課税價格算定ノ目的ノ爲ニ外貨ヲ海關金單位ニ換算スルニ當リテハ倫敦金塊相場ニ依り決定セラルル金單位ノ實際相場

江海關通貨の推移

ニヨリ直接ニ右外貨ヲ金單位ニ換算スヘシ

己 輸出税及轉口税ノ支拂ニ關スル取扱ハ従前通りトシ何等變更ヲ加ヘス

課税價格算定ノことは外貨建の場合、斯様に決つたものの、法幣建の場合、日本圓建の場合は別に考へられ、取扱方を確定せられねばならぬ。依つて、江海關に於ては九月一日トスカニ鑑定稅務司の名を以て内部訓令を發し、外貨建の場合、法幣建の場合、圓建の場合を並べて夫々課税價格算定の仕方を決定した。

鑑定課覺書

課税價格算定ノ目的ノ爲ニスル海關金單位換算ニ關スル訓令

一九三九年八月三十一日附行政稅務司ノ覺書中ノ丙項ニ關聯シ本課職員ハ左記ヲ心得ヘシ

甲、課税價格算定ノ目的ノ爲ニスル換算ハ左記ノ通りナスヘシ

一、外貨建ノ場合ハ毎日發表セラルル所ノ外貨ヨリ金單位ヘノ換算表ニ從ヒ直接ニ同外貨ヨリ金單位ニ換算スヘシ

二、法幣建ノ場合ハ先ツ市場相場ニテ法幣ヨリ外貨ニ換算シ而ル後上記一ノ場合ト同様金單位ニ換算スヘシ

三、圓建ノ場合ハ

1、外國向送狀ヲ有スル貨物ノ課税價格ハ銀行ノ供給スル圓ノ公定相場ニテ直接圓ヨリ金單位ニ換算スヘシ

2、直接ニ支那向送狀ヲ有スル貨物ノ圓建價格ハ先ツ當日ノ換算率ニテ法幣ニ換算シ而ル後前記二ノ場合ト同様換算

スヘシ

釐上の改革に依つて江海關は所期の調整目的を達することが出來た。維新政府命令並に江海關監督の江海關長に對する命令通りの取扱ひでは目的の達成未だ徹底しなかつたが、江海關内部の命令並に鑑定課覺書に依る實際上の取扱に於ては其れが徹底的となつた。たゞ、江海關監督の命令では輸移出品の課税價格を華興券建とすることとしたが、稅關内部命令では實情に鑑み輸出税及轉口税の取扱ひには變更を加へないことにあらため、輸出税

面に華興券を導入することを差控へた。従つて、此の面に於ける計算單位と手交貨幣との剝離は生じないですむこととなつた。

本改革により達成せられた所は海關通貨の入れ替へのみならず、それに伴ふ各種海關通貨(計算單位、手交貨幣)の間の換算方法の規制と従價輸入税品の課税價格算定方法の規制とによる税額の調整である。左に維新政府命令並に江海關監督の命令に於て意圖せられた所の改革と、江海關内部命令並に鑑定課覺書に依り實際上決定したる取扱ひとを併記して、後者に調整目的が如何に徹底的に且實際的に達成せられたかを示さう。

維新政府の命令並に江海關監督の命令

- イ、華興券及舊法幣を江海關手交貨幣と認む
- ロ、關金兌換券及同小切手を江海關手交貨幣と認めず
- ハ、輸移出品の課税價格は華興券建とす(華興券を以て輸出税轉口税の計算單位とす)
- ニ、海關金單位を依然輸入税徵收の計算單位とす
- ホ、對英六片の華興券を名目的に對英一志二片半と認めて海關金單位を華興券に換算す
- (1海關金單位＝華興券2.396元)
- ヘ、對英六片以下に下落するまでは舊法幣を名目的に對英一志二片半と認めて海關金單位を舊法幣に換算す
- (1海關金單位＝2.396法幣元)
- ト、舊法幣が對英六片以下に下落すれば海關金單位を舊法幣に換算するにあたり六片を割つた額に相當する

江海關内部命令並に鑑定課覺書に依る實際上の取扱ひ

- イ、同 上
- ロ、同 上
- ハ、輸移出税の支拂に關する取扱ひは従前通りとし何等變更を加へず
- ニ、同 上
- ホ、同 上
- ヘ、同 上
- ト、同 上

江海關通貨の推移

打歩を附するものとす

チ、從量輸入税品の場合、舊法幣が對英六片を割つてゐる間は其の額に相當する額丈舊法幣を以てする輸入税は引上げらる

第三國品も日本品も同斷

リ、從價輸入税品の場合、外貨建のもの（第三國品）の課税價格は華興券の爲替相場（對英六片）により先づ華興券に換算し更にホ、に從つて海關金單位に換算す

ヌ、從價輸入税品の場合、法幣建のものの課税價格は從來通りへ、に從つて海關金單位に換算す

ル、從價輸入税品の場合、日本圓建のもの（日本品）の課税價格は上海に於ける相場を以て一應法幣に換算し更にへ、に從つて海關金單位に換算す

念の爲に、本改革に依つて生じた輸入税額並に從價輸入税品の課税價格の調整を改革當時の實數に近き數値を設けて具體的に示せば左の如くである。舊法幣の對英相場六片を遙かに割つて三片七五、倫敦金相場七磅九志八片、其れに照して算出せられたる金單位磅值三四・七五片とす。

一、從量輸入税は第三國品、日本品共に法幣税額に於て六割の引上げとなる。其の故は、從來略々「舊法幣」

$$\frac{34.75}{14.5} = 2.396 \text{ 法幣元}$$
 の換算率が墨守され、法幣一元が一志二片半の實力をとつて六片どころか

チ、同 上

リ、從價輸入税品の場合、外貨建のもの（第三國品）の課税價格は倫敦金塊相場に依り決定せらるる外貨より金單位への換算表に從ひ直接同外貨より金單位に換算す

ヌ、從價輸入税品の場合、法幣建のものの課税價格は先づ市場相場にて法幣より外貨に換算し、而る後リ、の場合と同様に金單位に換算す

ル、從價輸入税品の場合、日本圓建のものの課税價格は、支那向送狀を有するものであれば、先づ當日の換算率にて法幣に換算し、而る後ヌ、の場合と同様に金單位に換算す

圓建又は法幣建の場合（圓法幣元パーとす）

從來の取扱ひ

$$\begin{aligned} & \text{法幣建即値} \div \text{金單位法幣值} \times \text{稅率} \times \text{金單位法幣值} = \text{法幣稅額} \\ & \text{（日本圓建即値）（公定）} \\ & 100 \text{元} \div 2.396 \text{元} \times 0.1 \times 2.396 \text{元} = 10 \text{元} \end{aligned}$$

維新政府命令並に江海關監督の命令の意圖したる取扱ひ

$$\begin{aligned} & \text{法幣建即値} \div \text{金單位法幣值} \times \text{稅率} \times \text{金單位法幣值} = \text{法幣稅額} \\ & \text{（日本圓建即値）（公定）} \\ & 100 \text{元} \div 2.396 \text{元} \times 0.1 \times \left(2.396 \times \frac{6}{3.75} \right) = 16 \text{元} \end{aligned}$$

江海關内部命令並に關稅課長に依る實際上の取扱ひ

$$\begin{aligned} & \text{法幣建即値} \times \text{法幣市場磅值} \div \text{金單位磅值} \times \text{稅率} \times \text{金單位法幣值} = \text{法幣稅額} \\ & \text{（日本圓建即値）（打歩附）} \\ & 100 \text{元} \times 3 \text{片} 75 \div 34 \text{片} 75 \times 0.1 \times \left(2.396 \times \frac{6}{3.75} \right) = 4.137 \text{元} \end{aligned}$$

第三國品即ち外貨建の輸入品にありては $\frac{4.137 \text{元}}{2.59 \text{元}} = 1.597$ 即ち法幣稅額約六割の引上げとなり、日本品即ち法

幣建又は日本圓建の輸入品にありては $(10 \text{元} - 4.137 \text{元}) \div 10 \text{元} = 0.5863$ 即ち五割八分餘の引下げとなり、

兩者の法幣稅額はともに均等公正を得ることとなつた（上記ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル参照）。

とにかく民國二十八年九月、江海關通貨は重大なる改革を閲した。華興券の導入、これと關金兌換券及同小切手との入り替りは此の際の江海關通貨の重大なる推移である。然し、華興券の導入は實際上の措置として控へ目に終つた。特に計算單位としては表面に出ないことになつた。推移の重點はむしろ稅額並に課稅價格の調整を指して計算單位たる海關金單位と手交貨幣との換算に巧緻且合理的なる仕組が設置せられたことに存する。もちろん、六百萬元に垂んとしたる華興券發行額に鑑みて其の江海關通貨への手交貨幣としての導入の實績を見通してはならぬ。

三 江海關通貨として華興券と新法幣との代謝

民國二十八年九月の江海關通貨の改革、華興券の導入、特殊の換算の仕組の設定は、爾後舊法幣の市場相場が六片以下に沈淪して遂に此の水平線上に浮び出づることのなかつたことを惟ふ時、極めて當を得た措置であつたことを認めざるを得ない。此の措置の下に江海關は爾後一年有四月極めて有効適切に其の機能を發揮し得た。^{（註二）}然るに國民政府南京還都、其れにつぐ新法幣の誕生は折角の江海關通貨制度ではあつたが之を革めずに置かなかつた。

民國二十九年十二月十九日南京國民政府は中央銀行制度並に幣制を確立すべく一切の準備完了の上中央儲備銀行法、整理貨幣暫行辦法、外匯基金管理委員會章程、財政部令を發表した。新制度は華興商業銀行の發行權を取消した。華興券は海關通貨としても影を沒せざるを得なくなつた。

國民政府は中央儲備銀行法第十八條に「中央儲備銀行兌換券ハ中華民國ノ法幣トナシ無制限ニ流通スルモノトス」、整理貨幣暫行辦法第一條に「國民政府ハ中央儲備銀行ニ兌換券發行ノ特權ヲ賦與シ以テ漸次幣制統一ノ完成ヲ期ス」と定めて、國民政府は單一發行制の方針を樹て、其の方針に基いて、整理貨幣暫行辦法第五條に「華興商業銀行ノ發券權ハ之ヲ取消ス既ニ發行シタル幣紙ノ回收ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム」と言明し、同法第十一條に「本辦法ハ三十年一月六日ヨリ施行ス」と定めて此の日限り華興商業銀行の發行權を奪ふことに決め、いよく中央儲備銀行をして開業せしめるに先だち、二十九年十二月三十日附財政部長周佛海氏の名を以て江海關稅務司ローフォード宛左の國民政府行政院財政部訓令を發した。

中央儲備銀行ハ民國三十年一月六日南京ニ於テ業務ヲ開始スヘキ處政府ハ之ニ兌換券發行ノ特權ヲ賦與シ整理貨幣暫行辦法第五條及第十一條ノ規定ニ依リ華興商業銀行ノ發行權モ亦民國三十年一月六日以後之ヲ取消スコトナレリ依テ同日以降商民ノ海關稅納入辦法ハ次ノ規定ニ依ルヘシ

（一）凡ヘテ商民ノ海關稅納入ハ中央儲備銀行發行ノ兌換券ニ依ルヘシ

(二) 過渡的期間中舊法幣(即ち中央銀行、中國銀行及交通銀行ノ兌換券)ヲ以テ海關稅ヲ納入スルモノモ暫定的ニ各海關ニ於テ從前ノ如ク收受スルコトヲ許可シ同時ニ整理貨幣暫行辦法第三條ニ依リ新法幣ト等價タルヲ許可ス

(三) ……………華興券流通額ノ完全回收ノ日以後ハ六ペンスノ名義貨幣ヲ定メ再ヒ市價ニ依リ新法幣ニ換算ス例ヘハ一海關金單位ハ一シリングニペンス半ノ換算價值ニ依レハ二元八角トナルカラコノ二元八角ヲ毎元六ペンスナル名義貨幣トナシ再ヒ市價ニ依リテ換算シテ新法幣若干元トナス

本項換算ハ暫時華興銀行ヲシテ之ヲ行ハシムルモ中央儲備銀行上海分行成立シタルトキハ同日ヨリ同分行ニ於テ行ハシム

(換整理貨幣暫行辦法第三條「民國二十四年十一月三日附公布新貨幣法令ニ定ムル各種ノ法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ當分ノ間中央儲備銀行發行ノ法幣ト等價流通ヲ認ム」)。

而して、中央儲備銀行開業直前民國三十年一月四日周財政部長の名を以て一般に向つて右訓令と同一内容の布告を發した。

これに依つて江海關通貨として華興券に新法幣が入り替る事が確定した。趣旨は原則として新法幣が専ら海關手交貨幣たるべきこととなつたのであるから、新法幣は海關通貨として華興券に替るのみならず舊法幣の地位をも奪はむとするものであるから、其の地位華興券よりは重く且廣い。過渡的には依然舊法幣の江海關手交貨幣たるを許容するものであるから、實際上華興券に新法幣が取つて替つたに過ぎない。一月十四日の日本新聞は新法幣浸透を傳へて「六日より十一日に至る同行(中央儲備銀行)第一期報告によると流通高は兌換券五百六十萬元、補助紙幣八十一萬三千九百二十七元二角、合計六百四十一萬三千九百二十七元二角で僅か六日間に急速なる浸透力を來した」と報じてゐるが、此の六百四十一萬餘元が二十九年十二月三十一日現在華興券發行高五百六十五萬五千百二十七元四角を彷彿せしむるは正しく右の消息を物語るものではなかと思はれる。

華興券は單なる名義貨幣となつて海關手交貨幣の舞臺から退場し、江海關通貨制度は海關金單位を計算單位とし、等價の新舊兩法幣を手交貨幣とする單純なる、然し依然剝離した制度となつた。法幣が相抗爭する、然し等價の、新舊兩陣營に分裂せること丈を除けば、此の現制度は民國二十二年の廢兩改元より二十八年九月前述の改革迄の制度から關金兌換券及同小切手といふ計算單位に即した手交貨幣を取り除いた情態に等しい。海關通貨は依然剝離せるまゝに會つてなかつた程度に單純化したと言つて不可はないであらう。

(註一一) 新法幣の誕生に先立ち、民國二十九年七月十三日附財政部訓令を以て、海關稅收を確保せんとする見地から、海關金單位價值計算の基礎を、抵押せられてゐる倫敦金相場より引離して紐育金相場に移すことに依つて、換言すれば、金單位の外貨價值を倫敦金相場に依りて決定せらるべき一金單位純金量の實際相場に依つて算出することをやめて、紐育金相場に依りて決定せらるべき一金單位純金量の實際相場に依つて算出することにするに依つて、北米合衆國が純金一オンスの價格を三五米弗と法定して居るため、結果として、 $Gr\text{os} \times 0.9333 = Gr\text{net}$ に海關金單位價值を釘付けすることになつたが、一志二片半の法幣法定相場に依り算出すべき公定金單位法幣價を二・八七七元に高め、自然、打歩附金單位法幣價を其れに應じて引上げたことは、此の間^一に於ける南京國民政府の重要な海關通貨工作である。宮下忠雄氏前掲稿「續海關金單位制度論」五九、六〇、六五、六六頁參照。

江海關通貨の舞臺から華興券が蔭を残して退場し新法幣が代つて登場しても、輸入稅額並に従價輸入稅品の課稅價格の算出方には本質的に變革を來して居らない。従價輸入稅品の課稅價格算出には華興券は結局携さはらぬことになつてゐたし、新制度は何等之に改訂を加へて居らない。輸入稅額の算出には華興券は携さはつて居たけれども、其の計算單位としての役割は、表面に出ることなく、打歩附金單位法幣値の形成に6といふ數となつて一役演ずる丈のことであつた。而して、此の一役丈は、而して此の一役こそが、そのまゝ、一月の改革に於て「毎元六片なる名義貨幣」として残ることゝなつたのである。依つて一月の改革は輸入増額の算出方にも亦變革を來して居らない。輸入稅額算出方の原理は依然として前掲設例の通りである。